



公益社団法人として 認定されるまでの経過について

室蘭市医師会 副会長
室蘭こころのクリニック 院長
角 哲 雄

法人法、認定法、整備法からなる制度改革3法施行に伴い、各郡市医師会が公益社団法人または一般社団法人に移行しなければならなくなった事情については、既に本年の2月号および3月号で各医師会の先生方が述べておられますので重複を避けるため省略します。

最初に結論から述べます。室蘭市医師会は24年4月1日から公益社団法人へ移行することが認定されました。6月中に新法人として最初の定時総会を開催、新役員を選任し、名実ともに公益社団法人室蘭市医師会がスタートすることになります。

新法人移行に関する問題は、既に22年から理事会で非公式な話題にはなっておりましたが、正式な検討が始まったのは23年に入ってからのことでした。毎月の理事会で公益社団法人、一般社団法人それぞれのメリット、デメリットが検討されました。要点だけ述べます。公益社団法人に移行した場合、税制面でかなり優遇されます。法人税が非課税となり、当医師会では年200万円程度のメリットが生ずることになります。また利息預金、配当金の源泉所得税が、所有している土地の固定資産税が、それぞれ課税されなくなります。そして何より大きいと思われるのが次の点です。一般社団法人になると、移行時に保有している正味財産を公益目的支出計画に沿って、一定の年度内に全額処分しなければなりません。すなわち、これまで医師会が蓄えてきた財産を全部吐き出ささいということです。実にナンセンスなことだとは思いますが、今となってはどうにもなりません。公益社団法人では正味財産はそのまま保有できます。15年後、20年後を考えると、これらの違いは大きなものになっていくと思われれます。

一方、公益社団法人を選択した場合のデメリットも当然生じます。毎年度、公益認定基準（後で述べます）を満たさなければなりません。これが満たされなくなれば、法人は解散、財産は全額寄付という恐ろしい事態になります。また公益目的事業では原則、収支相償、すなわち利益を出してはいけないなど、総務省の監督下で運営されることになり、運営自由度に欠けるなどの点が上げられます。

しかし、現在の事業内容が大きく変わる可能性は考え難く、公益認定基準に関しては今後もまず問題

なし、また現在も毎年赤字会計であることから収支相償についても問題なし、運営自由度も顧問税理士（新法人制度に非常に詳しい）に聞いたところ、当初考えていたほど硬いものでないことが分かり、室蘭市医師会としては公益社団法人取得を目指すという事で検討していくことがまず決まりました。

次に公益社団法人認定基準をクリアできるかどうかの検討が行われました。大きな要件が公益目的事業比率50%を超えなければならないということです。現在行っている個々個別の事業について、公益認定法第2条に掲げる事業に該当するか、および不特定多数のもの利益増進に寄与していることとして挙げられている、具体的事業区分のガイドライン17項目に該当するかを検討、その結果23年3月期ベースで見ると、おおよそ78%が公益目的事業に該当し問題なくクリア、また遊休財産が1年間の公益目的事業費を超えないという条件も問題なくクリア、新公益法人会計基準に準拠した会計処理についても顧問税理事務所の協力で問題なしと考えられました。よって認定基準はクリアできると判断、23年5月25日の臨時総会に理事会案を上呈、公益社団法人の移行申請を行う方向で準備していく案が承認され、直ちに室蘭市医師会社団法人移行準備委員会を作り、公益認定法に規定された内容に沿うよう定款の変更を開始しました。

定款についてはモデル案が既に配布されており、それと現在の定款を比較検討、その結果、いくつかの部分でどうしても変更が必要であることが分かりました。変更案を作成しては事務局が道の担当者に検討してもらい、問題があればまた作り直すという気の長い作業を続け、23年10月、ほぼ問題なしというお墨付きをいただきました。

新定款で大きく変わった点のみ述べます。従来は3月の定時総会で予算案決議、役員改選、6月の臨時総会で決算承認という形でしたが、新法人での予算案承認は理事会で行われるため総会を2度開く必要が無くなり、6月に定時総会開催、そこで決算承認、役員改選が行われることになりました。総会では理事を選任し、理事会で代表理事、すなわち会長を決定することになります。これまで会長は総会で選挙により選ばれていましたので、この点は大きな変更です。また委任状の取り扱いが大きく変わりました。これまで委任状には議決権がありませんでしたが、今後は議決権を有することになりました。すなわち10人から委任された会員は自分の分を合わせ11票の投票権を有することになり、委任状の重要性がこれまでとは比較にならないほど大きくなるわけです。会費、入会金、開業時負担金、特別負担金、役員報酬については定款とは別に独立した規程を作

るよう指導があり、それぞれの規程を作成しました。23年11月25日、臨時総会開催、公益社団法人申請案、定款変更案が承認され、その後正式に承認申請し、無事認定されたことは最初に述べた通りです。

本文を書きながら顧みると、随分いろいろやったんだなという思いはありますが、それほど苦労したという感じはありません。小生が移行準備委員会委員長ではありましたが、実際は稲川会長の強いリーダーシップと高いモチベーションの傘の下で動いてただけであり、また実際の業務を担当してくれた事務局の小杉氏、事務局長の高橋氏、常に適切なアドバイスをいただいた顧問税理士の杉下氏の存在なしには何もできなかったと思います。感謝の念に堪えません。



新法人移行

旭川市医師会 会長
山下内科循環器科クリニック 院長
山下 裕久

旭川市医師会は、平成24年3月24日の第24回定時代議員会・総会において、平成25年4月1日付けの「一般社団法人移行」を議決した。平成13年以来、24回を数えた代議員会・総会制度も、代議員会は廃止し総会を存続することが決まった。今後、直ちに新定款案を作成して定款等検討委員会に諮問し、平成24年6月に平成23年度の諸会計決算のための臨時代議員会・総会を開催し、9月の代議員会・総会において新定款の承認を得て、12月初旬に北海道に一般法人移行の申請を行い、平成25年4月1日から新法人に移行する予定である。

北海道医報第1122号（平成24年3月1日付）の熊熊通信に、「新法人移行」に関する道内5医師会のさまざまな状況とご苦労が掲載されている。なぜ公益法人制度改革関連3法が成立したのか、なぜ公益性の高い医師会までもがこの法案に組み込まれるのか、認定基準の妥当性は？などの疑問や対応がさまざま記載されている。参照いただきたい。

平成19年から当医師会の総務担当副会長として4年、平成23年4月から医師会長となり、この件に関与してきた。業務の大半を事務局に頼ったが、不確定なことも経験してきた。法人の許認可についても、日医は総務省、その他は医師会の所在する各都道府県それぞれにまかされており、認可解釈や施行基準が微妙に異なり、後日変更されたものもある。例えば、移行の時期の執行部のあり方について、当

初は「6月総会まで現執行部の任期」と言われたのが、最近になって「移行時期のみ4月から新執行部発足、改選期の6月まで26ヶ月の任期」となった。

平成20年12月1日の公益法人改革関連3法案の成立以後、日医をはじめとして医師会の当初の主眼点は、公益性の主張と「公益法人」名の維持・確保であった。また、公益法人と一般法人の違い、定款の変更条項の理解に追われていたように思う。公益性の中味が不明なこともあり、各医師会に及ぼす影響が分からず決断が遅れたところもあっただろう。

そもそもなぜ医師会が公益でないのか。医師会の事業・業務は医療を通じて国民の健康推進・維持・疾病治療にあたり、休日・夜間救急や保健衛生事業も含め、社会のセーフティーネットとして多岐にわたっており、存在そのものが「公益」との意識は医師会員が共有するものである。しかし、この公益法人法案に、医師会が含まれていることなど「全く考えてもいなかった」というのが道部局の返答であった。

それでは公益法人整理による税収増が目的か？との問いには、「あくまで官により拡大・癒着・肥大化した公益法人の整理が目的」であり、前述のように医師会は念頭になかったと言う。しかし、医師会にとって一般法人となれば、結果としてどうなるのか。ちなみに、当医師会は看護専門学校、健康管理診療所、急病センターを運営し、建物の一部を賃貸している。一般社団法人に移行すると、法人税、事業税等にかかわる新たな課税が発生する。例えば、当会では固定資産税が約360万円増との試算である。

役員を選任と任期については、公益あるいは一般法人のいずれを選択しても決算総会が重要とされる。役員は総会を終えなければ退任できない。新役員就任も総会の承認が必要である。4月から3月末を事業年度とすると、出納の確定を待ち、会計監査を行い、理事会承認の手順を経ると4・5月の総会は困難で、6月総会とならざるを得ないと言う。

新任執行部の6月発足と4月から3月末の事業年度のずれについて考えれば、行政を含めて一般には事業年度は4月に開始される。医師会は各種行政関連委員会に担当役員・委員を出していることが多い。今回の改革で、6月総会で新役員が決まる場合、各種委員会の担当役員・委員が指名されるのは手順としてはその後になる。医師会が関連する行政関連委員会について、新役員・委員が選出された後、夏も近くなってから初回委員会を開催いただくとするのも困難であろうし、途中で委員を変更するのも年度意見集約の面で問題がある。6月総会以降の土曜日に各種委員会をまとめて開催し、一気に決めても4・5月の行政関連委員会には間に合わない。それで、



行政関連分野については、あえて事業年度終結前の2・3月に次年度委員を決め、4月から対処できるようにしてみるのはいかがでしょうかと考えてもいるが、現状で妙案はない。

道医、日医との関連について言えば、わが国の医師会は郡市、都道府県、日医の三層構造といえる。三層は地域から中央に向って構成されているので、役員選任においてもこの順に選出されるのが常識とみて良いだろう。

今回の法人改革によって、いずれの医師会も決算総会は6月中にならざるを得ないであろう。これら役員選挙が同一年に行われる場合、手順はどうなるのだろうか。まず、われわれ郡市医師会が6月初旬に総会を行い、当該医師会役員選出および道医代議員選出を行ったとする。道医代議員会はその後行われて日医代議員が確定し、日医代議員会で日医役員選挙が行われる。6月中に3種の選挙が必要となる。それぞれの選挙において選挙期間があり、事前の公示も代議員に対する通知も必要であろう。6月初旬、中旬、下旬と3種の選挙が手際良く遂行されることになるのか、それとも並走して行われるのだろうか。順序が逆になると日医新役員選出を退任間近の代議員が行い、未来を託すことになる。心理的に微妙な思いもする。そもそも、法人制度改革ではこのような三層構造の組織は念頭になかったのだろう。

ちなみに、旭川市医師会役員の任期は、現状では道医ともども日医の任期とは1年ずれているため、日医役員改選年度とは重ならない。混乱を避けるためにも、あえて当医師会の役員任期を日医役員任期と一致させずにおくのも一案と現状では思っている。

上記のことは、既に各医師会で検討済みのことかもしれない。未知の領域に対応しようとしている私の夢想である。なんとかできるのであるが、お知恵を拝借できればありがたい。

定款あれこれ

空知医師会 顧問
小泉医院 院長

小 泉 洸

半世紀近く会員をやっておりますと、定款なる、いわば社団法人にとって憲法のような存在との接点がいくつかありました。

昭和45年頃でしたでしょうか、当時の大空知医師会（赤平市・滝川市両医師会が分離独立する以前）は医師会立准看護学校の設立を計画しておりました。わが医師会としてはもちろん初めてのことでありましたから、当然定款改正が俎上にあがりました。その時がまさしく定款なるものの存在を知り、そして同時に改定作業に取り組んだ初めての経験でした。

当時の多くの医師会員がそうであったように、小生も「医事新報」を愛読しておりましたが、同誌のQ&A欄に「公益社団法人が解散する時は残余財産を国または地方公共団体に寄付しなければならないこと」という規定を定めておかなければならないことを知り、当医師会の定款に該当する条項が欠けていることを確認して改定を実施しました。またちょうどその頃、北海道医師会でも定款検討のための委員会が組織されており、道医の当時役員をされていた先輩の先生のお供をして意見を具申したことがありました。

昔話ばかりで恐縮ですが、30年前に当医師会より滝川市医師会が分離独立された時もテリトリーに関連した条項の改定が必要となり、当時の医師会事務長は何回も法務局に足を運ばされる羽目となり、司法書士の存在を無視できないことを知らされました。今、国の方針により相当な数の社団、そして相撲協会のような巨大財団を含む従来型の公益法人が新制度下での法人設立をめざして努力され、既に成果を収められている法人も多いことと思いますし、来る4月1日付けで、わが空知医師会をはじめ、数多くの新法人が誕生するものと予想されております。それぞれの新法人が定款を尊重しつつ、適正かつより活発に医師会活動を展開され、地域住民から厚い信頼と支持を獲得されることを期待して拙稿を終わらせていただきます。